滝上町オホーツク紋別空港利用促進助成金交付要綱（令和３年告示第15号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（目的） 第１条　この要綱は、オホーツク紋別空港を利用する町外に居住する町民の親族に対し、滝上町オホーツク紋別空港利用促進助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、オホーツク紋別空港の利用促進を図るとともに、交流人口の拡大及び移住定住施策の推進等、滝上町の活性化に寄与することを目的とする。 （助成の対象） 第２条　（略） ２　上記の航空機が特別の事情により、やむを得ずオホーツク紋別空港以外の空港に着陸した場合も助成の対象とする。 （助成対象者） 第３条　助成対象者は、町内に住所を有する者の２親等以内の親族で、町外に居住する者とする。 ２　（略） （交付の申請） 第５条　助成金の交付を受けようとする者は、滝上町オホーツク紋別空港利用促進助成金申請書（別記様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、搭乗した日から起算して60日以内に町長に提出しなければならない。	（目的） 第１条　この要綱は、オホーツク紋別空港を利用する町外に居住する町民の２親等以内の親族に対し、滝上町オホーツク紋別空港利用促進助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、オホーツク紋別空港の利用促進を図るとともに、交流人口の拡大及び移住定住施策の推進等、滝上町の活性化に寄与することを目的とする。 （助成金の交付対象） 第２条　（略） ２　前項の航空機が特別の事情により、やむを得ずオホーツク紋別空港以外の空港に着陸した場合も助成の対象とする。 （助成金対象者） 第３条　助成金対象者は、町内に住所を有する者の２親等以内の親族で、町外に居住する者とする。 ２　（略） （交付の申請） 第５条　助成金の交付を受けようとする者は、滝上町オホーツク紋別空港利用促進助成金申請書（別記様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、搭乗した日から起算して60日以内に町長に提出しなければならない。

現行	改正後（案）
	(1)　搭乗証明書若しくは確認番号又は予約番号 (2)　住民票の写し、自動車運転免許証の写し、その他公的機関が発行した住所を確認できる書類等 (3)　その他町長が特に必要と認めたもの
２　申請は、助成対象者の２親等以内の親族で、町内に住所を有する者が行うものとする。	２　申請は、第３条に規定する助成金対象者が行うものとする。
３　第１項の申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。 (1)　搭乗案内券又は搭乗証明書 (2)　公的機関が発行した住所を確認できる書類（住民票の写し又は自動車運転免許証の写し等） (3)　その他町長が特に必要と認めたもの	
４　町長は、搭乗者が申請者の２親等以内の親族であるとの確認が必要であると認める場合は、その確認を求めることができる。	３　町長は、搭乗者が申請者の２親等以内の親族であるとの確認が必要であると認める場合は、その確認を求めることができる。
（助成金の返還） 第７条　町長は、偽りその他不正行為により助成金の交付を受けた者があると認めたときは、当該助成金を返還させることができる。	（助成金の返還） 第７条　町長は、偽りその他不正行為により助成金の交付を受けたと認めたときは、当該助成金を返還させることができる。